第12期 中間決算公告

平成18年12月20日

東京都港区芝三丁目23番1号



○ 三井アセット信託銀行株式会社

取締役社長 川合 正

中間貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

		科	目			金額	科 目 金額
	(資	産	の	部)			(負債の部)
現	金	剂	Į	け	金	27, 654	預 金 113
有	ſī	西	証		券	70, 150	コールマネー 85,000
そ	の	ft.	<u>b</u>	資	産	35, 682	信 託 勘 定 借 252
	未	収	Ţ	又	益	13, 574	その他負債 10,775
	前	ム 年	三 金	費	用	13, 340	賞 与 引 当 金 308
	その) 他	<u>1</u> 0	資	産	8, 768	負債の部合計 96,449
有	形	固	定	資	産	650	(純資産の部)
無	形	固	定	資	産	3, 764	資 本 金 11,000
繰	延	税	金	資	産	2, 059	資 本 剰 余 金 21,246
							資 本 準 備 金 21,246
							利 益 剰 余 金 11,266
							その他利益剰余金 11,266
							繰越利益剰余金 11,266
							株 主 資 本 合 計 43,512
							その他有価証券評価差額金 0
							評価・換算差額等合計 0
							純資産の部合計 43,512
資	産	の	部	合	計	139, 961	負債及び純資産の部合計 139,961

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年~50年

動 産 3年~8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

- 4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- 5. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見 込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間 期末は年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額 を超過しているため前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差 異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去 勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額 法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (9年) による定額法 により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

- 7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、 通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 9. 有形固定資産の減価償却累計額
 - 1,350 百万円
- 10. 担保に供している資産は、為替決済、資金決済等の担保として有価証券 69,934百万円を差し入れているほか、信託業法等に基づき現金預け金50百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち、敷金は863百万円であります。

11. 1株当たりの純資産額 72,520円87銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以降終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用しておりますが、当中間期末は「繰延ヘッジ損益」がないため、1株当たり純資産額に与える影響はありません。

12. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

2 · 12 11 11 11 12 2 3 3 3 3 ·								
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額					
	(百万円)	(百万円)	(百万円)					
債券	69, 934	69, 934	0					
国債	69, 934	69, 934	0					
合計	69, 934	69, 934	0					

なお、上記評価差額から繰延税金負債0百万円を差し引いた額0百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

13. 時価評価されていない有価証券の内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	216

14. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,229百万円
減価償却損金算入限度額超過額	645
未払事業税	349
賞与引当金繰入限度超過額	125
その他	<u>387</u>
繰延税金資産合計	3, 736
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	1, 329

繰

退職給付信託設定益	1, 329
その他有価証券評価差額金	0
その他	347
繰延税金負債合計	1,677

繰延税金資産の純額

2,059百万円

- 15. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成 17年12月9日) が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する 内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年 度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。
- (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。 なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は43,512百万円であります。
- (2)「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「繰越利益剰余金」として表示しており ます。
- (3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示して おります。
- (5)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。 16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率は117.87%であります。

中間損益計算書 【平成18年4月 1日から】 平成18年9月30日まで】

(単位:百万円)

	(中匹・ログ11/
科 目	金 額
経 常 収 益	26, 634
信 託 報 酬	22, 101
資 金 運 用 収 益	80
(うち有価証券利息配当金)	(80)
役 務 取 引 等 収 益	4, 093
その他業務収益	0
その他経常収益	358_
経 常 費 用	14, 081
資 金 調 達 費 用	89
役 務 取 引 等 費 用	6, 473
営 業 経 費	7, 330
その他経常費用	187
経 常 利 益	12, 553
特 別 利 益	: 11
特 別 損 失	2
税引前中間純利益	12, 561
法人税、住民税及び事業税	4, 444
法 人 税 等 調 整 額	į 562
中 間 純 利 益	7, 555

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

^{2. 1}株当たり中間純利益金額

^{12,592}円32銭

信託財産残高表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

資		産		金	額	負			債	金	額	
有	価		証	券	7,3	56,893	金	銭	信	託	16,95	2,180
信	託	受	益	権	29,8	53,004	年	金	信	託	6,33	6,196
金	銭		債	権	1, 7	87,471	投	資	信	託	10,00	0,031
そ	Ø	他	債	権		30,810	金銭	信託以	外の金銭	も でいま とうしゅう もっぱい こうしゅう はいしょう はいしょう もんしょう しゅう はいしょ しゅう はいしょ しんしょ しゅう	4 4	5,421
銀	行	勘	定	貸		252	有(西証	券の	信 託	1,00	2,649
現	金	預	H	金		66,773	金鱼	銭 債	権の	信 託	1,82	4,300
							包	括	信	託	2,53	4,423
合 計		39,0	95,204		合		計	39,09	5,204			

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 - 3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 29,833,855百万円 が含まれております。
 - 4. 共同信託他社管理財産 3,781,692 百万円
 - 5. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。